

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1 継続事業の前提に関する注記

- ・ 該当なし

2 重要な会計方針

重要な会計方針の内容は以下のとおりである。

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物並びに器具及び備品一定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 — なし
- ・ 賞与引当金 — 職員に対して支給する賞与に充てるため、平成30年7月支給見込額の当期該当分（平成29年11月11日～平成30年3月31日）を引当金として計上する。
- ・ 徴収不能引当金 — なし

3 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構 — 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 独立行政法人勤労者退職金共済機構 — 中小企業退職金共済制度

4 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりである。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号3様式）
- (3) サービス区分の内容
 - ア 法人本部
 - イ 地域密着型 特別養護老人ホーム従来型
 - ウ 地域密着型 特別養護老人ホームユニット型
 - エ 生活ショートステイ
 - オ 単独型ショートステイ
 - カ ディサービス
 - キ 居宅介護支援事業所

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	604,337,518		24,541,445	579,796,073
定期預金	3,000,000			3,000,000
合計	607,337,518	0	24,541,445	582,796,073

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は

国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩により、国庫補助金等特別積立金を8,467,527円取崩。

(2) 特別費用の控除項目として計上する取崩による、国庫補助金等特別積立金の取崩しはなし。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・ 建物（基本財産）	579,796,073円
計	579,796,073円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・ 設備資金借入金 福祉医療機構(1年以内返済予定額を含む)	67,980,000円
・ 設備資金借入金 広島県信用漁業協同組合(1年以内返済予定額を含む)	154,856,000円
計	222,836,000円

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,023,549,845	443,753,772	579,796,073
建物(その他の固定資産)	40,279,792	5,280,239	34,999,553
構築物	6,978,185	2,940,021	4,038,164
車輛運搬具	2,842,152	2,842,150	2
器具及び備品	53,411,857	40,816,539	12,595,318
ソフトウェア	4,043,400	1,406,350	2,637,050
合計	1,131,105,231	497,039,071	634,066,160

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・ 徴収不能引当金は計上していない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・ 所有していない

11. 関連当事者との取引の内容

- ・ 該当なし

12. 重要な偶発債務

- ・ 該当なし

13. 重要な後発事業

- ・ 該当なし

14. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし